第2編 指定給水装置工事事業者制度

第1章 指定給水装置工事事業者

第1節 指定給水装置工事事業者制度

1.1.1 制度の概 要

(総 則)

給水装置は、配水管等と直結して設けられるものであり、その中の水は管理者が配水した水と一体のものである。したがって、仮に給水装置の構造及び材質が不適切であれば、水道の利用者は安全で良質な水道水の供給を受けられなくなり、公衆衛生上の大きな被害が生ずるおそれがある。

(制度の概要)

- (1) 「**指定給水装置工事事業者制度**」とは、水道需要者の給水装置の構造及 び材質が、政令第6条に定める基準に適合することを確保するため、管理 者がその給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると 認められる者を指定する制度であり、指定工事事業者には、次のことが求 められる。
 - ① 法に定める指定の要件を満たしていること
 - ② 給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な事業の運営をすること
 - ③ 給水装置工事に関する法規を遵守すること
 - ④ 法に基づいて行われる管理者の監督に従うこと
- (2) 指定給水装置工事事業者制度の改善を図り、指定工事事業者の資質が継続して保持されるよう、指定の更新制が導入された。
- (3) 指定工事事業者が行う給水装置工事は、技術力を確保するため、**給水装置工事主任技術者**(以下「**主任技術者**」という。)の下で行うものとする。

1.1.2 事業者の 指定

(一般事項)

管理者は、法第 16 条の 2 第 1 項及び三原市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年水道事業管理規程第 31 号。以下「指定工事事業者規程」という。)第 5 条の規定により、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合することを確保するため、当該管理者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者の指定をすることができる。

第2節 指定給水装置工事事業者の責務等

1.2.1 事業の運営に関する基準

(一般事項)

事業の運営の基準にあっては、施行規則第 36 条の規定に基づき、次に掲げる 基準に従い、適正な事業の経営に努めなければならない。

① 給水装置工事 (ただし,施行規則第 13 条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)ごとに,法第 25 条の4第1項の規定により選任した主任技術者のうちから,当該工事に関して法第 25 条の4第3項各号及び指定工事事業者規程第11条第1項に掲げる職務を行う者を指名すること。

なお、ここでいう「**軽微な変更**」とは、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え (配管を伴わないものに限る。)をいう。

② 配水管等に給水管を取り付け若しくは配水管等から給水管を撤去する工事又は給水装置の配水管等への取付口からメーターまでの工事を施工する場合は、当該配水管等及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

なお、ここでいう「**適切に作業を行うことができる技能を有する者**」とは、一般的に次に掲げる者をいう。

- ア) 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- イ)職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)第 44 条に規定する配管技能士
- ウ) 職業能力開発促進法第 24 条に規定する都道府県知事の認定を受けた 職業訓練校の配管科の過程の修了者
- エ)公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係 る講習の課程を修了した者
- ③ 給水区域において前項に掲げる工事を行うときは、あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように施工すること。
- ④ 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- ⑤ 次に掲げる行為を行わないこと。
 - ア) 政令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること
 - イ) 給水管及び給水用具の切断,加工,接合等に適さない機械器具を使用すること
- ⑥ 施行した給水装置工事(ただし,施行規則第 13 条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)ごとに指名した主任技術者に,次の事項に関する

記録を作成させ、その記録を作成の日から3年間保存すること。

- ア) 工事申込者の氏名又は名称
- イ) 工事施工場所
- ウ) 施工完了年月日
- エ) 主任技術者の氏名
- 才)完成配管図面(竣工図等)
- カ) 工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
- キ) 法第25条の4第3項第3号の確認の方法及びその結果

第3節 給水装置工事主任技術者の役割と職務

1.3.1 主任技術 者の役割

(総 則)

主任技術者は、給水装置工事を適正に行うための技術的な要になるべき者であり、その果たすべき役割と責任は指定工事事業者とともに重要なものである。

(役割)

- (1) 主任技術者は、水の衛生確保の重要性についての自覚と、給水装置工事の各段階を適正に行うことができるだけの知識と経験を有し、給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督を行い、配管工などの給水装置工事に従事する関係者間のチームワークと相互信頼関係の要となって、適正な給水装置工事を行わなければならない。
- (2) 主任技術者は、指定工事事業者の本拠である事業所ごとに選任され、又 個別の給水装置工事ごとに指名され、調査・計画・施工・検査の一連の給 水装置工事業務の技術上の管理を行うとともに、工事に従事する者の指導 監督を行わなければならない。
- (3) 主任技術者は、給水装置工事の適正を確保するための技術力の要としての役割を果たすために、常に水道が需要者の健康及び安全の確保に欠くことができないものであるという基本認識を忘れずに業務に携わることが必要である。
- (4) 主任技術者は、給水装置の構造及び材質の基準や給水装置工事技術など の専門的知識と経験を有していることが必要であり、常に新しい技術・関 係法令等の知識を修得するための努力も必要とされる。
- (5) 給水装置工事は、人の健康や安全に直結した水道水を供給するための工事であり、給水装置の構造及び材質の基準や給水装置工事技術の専門的な知識を熟知した主任技術者の監督の下に施工しなければならない。また、給水装置の構造及び材質の基準に適合しないものを使用したときや、施工が不良であれば、水道水が汚染され、又は配水管等へ汚水が流入するおそれがあり、当該給水装置の使用者のみならずその他の使用者に大きな被害が生じるため、衛生上十分な注意をもって施工する必要がある。

1.3.2 主任技術 者の職務

(総則)

主任技術者は、次の職務を誠実に行わなければならない。

- ① 給水装置工事に関する技術上の管理
- ② 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- ③ 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令の基準に適合していることの確認
- ④ 給水装置工事に係る次の事項についての管理者との連絡又は調整 ア) 給水管を配水管等から分岐する工事を施工しようとする場合の配水 管等の布設位置の確認に関する連絡調整

- イ)ア)の工事及び給水管の取付口からメーターまでの工事を施工しようとする場合の工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整
- ウ) 給水装置工事を完成したときの連絡

(技術上の管理)

「給水装置工事に関する技術上の管理」とは、給水装置工事の事前調査から計画、工事着手及び竣工までに至る一連の過程において行う事前調査の実施、管理者等との事前の調整、給水装置の材料及び機材の選定、工事方法の決定、施工計画の立案、必要な機械器具の手配、施工管理及び工程ごとの仕上がり検査等の管理をいう。

(技術上の指導監督)

「給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督」とは、調査、計画、施工及び検査までに至る一連の過程において行う工事品質の確保に必要な工事に従事する者の技能に応じた役割分担の指示、分担させた従事者に対する品質目標、工期その他施工管理上の目標に適合した工事の実施のために技術的事項の指導及び監督をいう。

(調査段階)

- (1) 給水装置工事の現場について、十分な事前調査を確実に行わなければならない。
- (2) 公道上の工事については、所轄道路管理者及び所轄交通管理者との調整を行わなければならない。

(計画段階)

(1) 給水装置工事に使用する給水管及び給水用具の選定にあたっては、構造 材質基準に適合するものから、現場の状況に合ったものを使用するものと する。ただし、配水管等の分岐箇所からメーターまでの工事については、 管理者が別に指定する材料を使用しなければならない。

なお、申込者等から基準に適合しない給水用具等の使用を指示された場合は、使用できない理由を説明し、基準に適合するものを使用すること。

- (2) 給水装置に使用する給水管や給水用具は、設置方法及び現場の条件によって、汚水の吸引や逆流、外部の圧力による破損、酸・アルカリ等による 侵食や電食、凍結などを生じるおそれがあることから、構造材質基準に定められた基準を満足する工法を選定しなければならない。
- (3) 地中や壁中に布設する給水管及び弁栓類等は、工事施工後の不良箇所の 発見及び修繕を行うことが困難なことから、現場の状況に応じ、設置箇所 や設置方法を考慮し選定しなければならない。
- (4) 給水装置工事には、管の切断・接合、給水用具の取付け等の工種があり、 使用材料も金属製や樹脂製のもの、さらに、その種類によってさまざまな 施工方法がある。このため、工種や使用材料に応じた適切な機械器具を使 用できるように手配を行わなければならない。
- (5) 給水装置工事を期間内に確実に行うため、施工前に詳細な施工計画、施工図面を作成し、建築業者等関係業者と工程について調整するとともに、

工事従事者等に周知徹底しておかなければならない。

(施工段階)

- (1) 給水装置工事には、熟練した技術力を必要とする工種があることから、 工事従事者などの配置計画を立てるとともに、役割分担と責任範囲を明確 にし、構造材質基準に適合した工事が行われるよう指導監督を行わなけれ ばならない。
- (2) 配水管等の分岐箇所からメーターまでの配管工事について,適正に工事が行われない場合には,配水管等の損傷,汚水の流入による水質汚染事故及び道路の陥没事故が生じるおそれがあるため,十分な知識と技能を有する者に工事を行わせなければならない。
- (3) 調査段階,計画段階で得た情報や,関係者と調整して得た結果に基づき,最適な工程を策定し,それを管理しなければならない。
- (4) 給水装置に使用する給水管及び給水用具は、あらかじめ契約書などに定めておき、工程ごとに自ら又は工事従事者などに指示することにより、品質確認を行わなければならない。
- (5) 配管工事の施工にあたっては、給水管の端から土砂や汚水の流れ込みを 防止するよう努めるとともに、接合部から接着剤又はシール剤が内部に入 らないようにするなど、水の汚染や漏水が生じることがないように工事の 品質管理を行わなければならない。
- (6) 工事従事者などの事故や災害を防止するため、工種ごとに安全を確保しなければならない。また、道路部分の工事においては、通行者等の安全に 万全を期さなければならない。
- (7) 給水装置工事の施工にあたっては、工事従事者などの健康状態にも注意し、水道水を汚染しないようにしなければならない。

(検査段階)

指定工事事業者が行う自主検査は、水道水を需要者に提供するための最終的な工事品質確認であることから、構造材質基準に適合していることを確認しなければならない。

なお,管理者が行う完成検査において,当該工事に係る資料の提出及び主任 技術者の立会いを求められたときは,これに応じなければならない。

1.3.3 従事する 者の青務

(給水装置工事に従事する者の責務)

給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

1.3.4 主任技術 者免状の 返納

(免状の返納命令)

法第 25 条の 5 第 2 項の規定により、免状の交付を受けている者が法に違反したときは、厚生労働大臣は免状の返納を命ずることができる。

第2章 指定給水装置工事事業者の 指定及び変更並びに更新

第1節 指定給水装置工事事業者の指定

2.1.1 指定の申 請

(一般事項)

- (1) 法第 16 条の 2 第 1 項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行うものとする。
- (2) 指定を受けようとする者は、次に掲げる書類に必要事項を記入のうえ、管理者に提出すること。
 - ① 指定給水装置工事事業者申請書 (様式第1号 (施行規則))
 - ② 誓約書(様式第2号(施行規則))
 - ③ 機械器具調書(別表(施行規則))
- (3) 指定を受けようとする者が法人の場合にあっては、前項の書類に加え、「定款の写し」及び「登記簿謄本又は登記事項証明書」を、指定を受けようとする者が個人の場合にあっては、「住民票の写し」を添付すること。

表 2.2.1 指定の申請に必要な書類

法人	個人	必要な書類	備考
0	0	指定給水装置工事事業者指定申請書 (様式第1号(施行規則))	
0	0	誓約書(様式第2号(施行規則))	
0	0	機械器具調書(別表(施行規則))	
0	×	定款の写し	直近のものとする
0	×	登記簿謄本又は登記事項証明書	発行日から3ヶ月以内のもの
×	0	住民票の写し	とする
Δ	\triangle	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 (様式第3号(施行規則))	申請時に届出を行ってもよい
0	0	選任されることとなる主任技術者の免状の写 し又は給水装置工事主任技術者証の写し	

(提出部数)

提出部数は、1部とする。ただし、事業者が控えを要する場合は、この限りでない。

2.1.2 指定の基 準

(一般事項)

管理者は、指定工事事業者の指定を申請した者が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、当該指定をしなければならない。

- ① 事業所ごとに選任されることとなる主任技術者を置く者であること
- ② 施行規則第20条に定める次の機械器具を有する者であること

- ア) 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- イ) やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- ウ) トーチランプ,パイプレンチその他の接合用の機械器具
- エ) 水圧テストポンプ
- ③ 次のいずれにも該当しない者であること
 - ア) 精神の機能の障害により給水装置工事を適正に行うにあたって必要な 認知,判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - イ)破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ) 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受ける ことがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ)指定工事事業者規程第9条の規定により指定を取り消され、その取消 しの日から2年を経過しない者
 - オ) その業務に関し、不正な行為又は不誠実な行為をするおそれがあると 認めるに足りる相当の理由がある者
 - カ) 法人であって、その役員のうちに上記アから才までのいずれかに該当 するものがあるもの

2.1.3 指定工事 事業者指 定手数料

(一般事項)

- (1) 本市の指定工事事業者として指定を受ける者は、申請の際に給水装置工事事業者指定手数料として1件につき 10,000 円を納付しなければならない。ただし、管理者が認めるときは、納付の時期を**指定給水装置工事事業者証**(以下「事業者証」という。)の交付時とすることができる。
- (2) 既納した給水装置工事事業者指定手数料は、これを還付しない。

2.1.4 指定工事 事業者証 の交付

(一般事項)

指定工事事業者の指定を行ったときは、管理者は速やかに当該事業者に対し 事業者証を1部交付するものとする。

(事業者証の書き換え)

指定工事事業者が、指定工事事業者規程第7条第1項第1号及び第2号の規 定に基づき変更の届出を行ったときは、管理者は事業者証を新たに交付するも のとする。

2.1.5 主任技術 者の選任 等

(届出の期日)

- (1) 指定工事事業者は、指定工事事業者規程第6条第1項の指定を受けた日から 14 日以内に事業所ごとに主任技術者を選任し、「**給水装置工事主任技術者選任届出書**」(様式第3号(施行規則))に選任される主任技術者の免状の写しを添えて、管理者に提出しなければならない。
- (2) 指定工事事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、 当該事由が発生した日から 14 日以内に新たに主任技術者を選任し、管理者 に届け出なければならない。

- (3) 指定工事事業者は、主任技術者を選任し、又は解任したときは、「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」(様式第3号(施行規則))よる届出書により、当該事由が発生した日から14日以内に管理者に届け出なければならない。
- (4) 指定工事事業者は、主任技術者の選任を行うにあたっては、一の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の主任技術者が当該二以上の事業所の主任技術者となっても、その職務を行うにあたって特に支障がないときは、この限りでない。

2.1.6 指定工事 事業者証

の再交付

(一般事項)

指定工事事業者は、事業者証を汚損したとき又は紛失したときは、事業者証の再交付を申請することができる。この場合にあっては、「**指定給水装置工事事業者証再交付申請書**」(様式第1号(指定工事事業者規程))を管理者へ提出すること。

2.1.7 指定工事 事業者証 再交付手 数料

(一般事項)

事業者証の再交付を申請した者は、再交付の際に指定給水装置工事事業者証 再交付手数料として1,000円を納付しなければならない。

なお, 再交付することができる部数は1部とする。

2.1.8 その他事項

(参考図書)

指定工事事業者の指定手続きに関しては、別に定める「**指定給水装置工事事 業者のための質疑応答集**」(令和元年 12 月) を参考にすること。

第2節 指定事項の変更

2.2.1 変更の届

出

(一般事項)

- (1) 指定工事事業者は、次の各号のいずれかに該当する事項に変更があった ときは「**指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書**」(様式第4号(施行 規則)) を、管理者に提出しなければならない。
 - ① 事業所の名称及び所在地
 - ② 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - ③ 法人にあっては、その役員の氏名
 - ④ 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けている免状の交付番号
- (2) 変更の届出をしようとする者は、当該変更のあった日から 30 日以内に、表 2.2.2 に示す書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

(提出部数)

提出部数は、1部とする。ただし、事業者が控えを要する場合は、この限りでない。

届出の種類			変更届	定款の 写 し	登記簿 の謄本	住民票	誓約書	備考
	氏名又は名称	法人	0	0	0			
	以名又は名称	個人	0			0		
指	住所	法人	0	0	0			謄本(登記事項証明
定	压 //	個人	0			0		証),住民票は発行
	事項代表者の	法人	0	0	0		0	日から3ヶ月以内のもの
		個人	0			0		定款は直近のもの
変		法人	0		0		0	
更	位 其	個人						
	事業所の名称 又は所在地	法人	0					支店の移転等本店の
		個人	0					変更登記や住民登録 を伴わないもの
土仕技術者の 選 任・ 報 任		法人	0					免状又は主任技術者
		個人	0					証の写しを添付 (選任のみ)

表 2.2.2 指定事項変更届に必要な書類

【注 記】

- 1 「氏名」の変更で「個人」の場合とは、「個人事業者本人の氏名」の変更をいう。
- 2 法人・個人を問わず事業者の承継(個人から個人への相続,個人から法人への組織化,法人から法人への営業譲渡,合併に伴う新会社の設立)を行う場合は,「廃止」→「新規」の手続きとなる。
- 3 「有限」から「株式」への組織変更の場合は、同一法人とみなし、名称変更のみとなる。
- 4 「氏名」又は「名称」、「住所」、「代表者」の変更の場合は、新たに事業者証を交付する。

表 2.2.3 組織変更又は合併の場合の届出方法

申請者	内 容	具(届出方法					
法人化		個人 ↔ 法人	廃止・指定申請					
個人	相続	相続人が事業を継続し	廃止・指定申請					
	組織変更	合同会社 → 株式会社 合資会社 → 株式会社		廃止・指定申請				
	合 併	有限会社 ⇒ 株式会社	指定事項変更届					
		合同会社・合名会社・						
法人		指定工事事業者 A と 指定工事事業者 B が 合併	AがBを吸収合併	A は指定事項変更届 B は廃止届				
			新会社 C 設立 (新設合併)	A, B ともに廃止届 C が指定申請				
		会社 A と指定工事事	A が指定工事事業者 B を吸収合併	A が指定申請 B は廃止届				
		業者 B が合併	新会社 C 設立 (新設合併)	B は廃止届 C が指定申請				
【備考】			_	_				

合併による新会社設立は、新規指定申請とする。

2.2.2 事業の経 営変更

(事業の廃止又は休止)

指定工事事業者が給水装置工事の事業を廃止又は休止するときは、廃止又は 休止の日から 30 日以内に「**指定給水装置工事事業者廃止・休止届出書**」(様式 第5号(施行規則)) を、管理者に提出しなければならない。

(事業の再開)

指定工事事業者が給水装置工事の事業を再開したときは、再開の日から 10 日 以内に「**指定給水装置工事事業者再開届出書**」(様式第5号(施行規則))を、 管理者に届け出なければならない。

2.2.3 指定工事 事業者証 の返納

(一般事項)

指定工事事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者証を管理 者に返納しなければならない。

- ① 事業所の名称又は所在地の変更を届け出たとき
- ② 氏名又は法人にあってはその代表者の氏名の変更を届け出たとき
- ③ 事業の休止又は廃止を届け出たとき

2.2.4 その他事項

(参考図書)

指定工事事業者の変更手続きに関しては、別に定める「**指定給水装置工事事 業者のための質疑応答集**」(令和元年 12 月)を参考にすること。

第3節 指定給水装置工事事業者の指定更新

2.3.1 総 則

(一般事項)

これまでの制度では、指定工事事業者の指定のみ定められていたが、指定の有効期間がなく、その廃止・休止等の状況が反映されにくく、実態を把握することが困難であるため、管理者による所在確認が取れない指定工事事業者の存在等、実態との乖離が生じていたほか、無届工事や不良工事が発生していた。

このため、指定給水装置工事事業者制度の改善を図り、指定工事事業者の資質が継続して保持されるよう、平成30年の水道法改正により指定の更新制が導入された。

2.3.2 更新の手続き

(一般事項)

- (1) 指定工事事業者の更新にあっては,「**第1節指定給水装置工事事業者の指定2.1.2** 指定の申請」によるものとする。
- (2) 前項によるもののほか、次の書類を併せて管理者に提出すること。
 - ① 指定給水装置工事事業者更新時確認調書(参考様式)
 - ② 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績等確認調書 (参考様式)
 - ③ 技能者又は有資格者状況確認調書(参考様式)

2.3.3 指定工事 事業者指 定更新手 数料

(一般事項)

- (1) 本市の指定工事事業者として指定の更新を行う者は、申請の際に給水装置工事事業者指定更新手数料として1件につき 10,000 円を納付しなければならない。ただし、管理者が認めるときは、納付の時期を事業者証の交付時とすることができる。
- (2) 既納した給水装置工事事業者指定更新手数料は、これを還付しない。

2.3.4 指定の失 効

(一般事項)

指定工事事業者の指定は、5年ごとに更新を受けなければ、期間の経過によってその効力を失う。

2.3.5 指定の有 効期間

(一般事項)

- (1) 指定工事事業者としての有効期間は、5年間とする。
- (2) 指定工事事業者からの更新の申請があった場合において,指定の有効期間の満了の日までにその申請に対する決定がなされないときは,従前の指定は,指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間はなおその効力を有するものとする。
- (3) 指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

2.3.6 指定工事

事業者証 の返納

(一般事項)

指定工事事業者が指定の更新を行うときは、初回更新時に限り、交付されている事業者証を管理者に返納しなければならない。

なお,次回更新以降については,交付される事業者証に有効期間が記載されるため,事業者証の返納は不要とする。

2.3.7 その他事項

(参考図書)

指定工事事業者の指定更新手続きに関しては、別に定める「**指定給水装置工** 事事業者のための質疑応答集」(令和元年 12 月)を参考にすること。

第3章 指定給水装置工事事業者の処分

第1節 指定の取消及び停止

3.1.1 総 則

(一般事項)

給水装置工事事業者の指定制度は、指定工事事業者が指定の基準や事業運営の基準に適合していることを前提として、給水装置の構造及び材質の基準に適合した適切な給水装置工事の実施を確保しようとするものである。

したがって、指定の基準等に適合していない場合には指定を取消すことができることとし、指定工事事業者に対する十分な監督を行い、指定制度本来の効果が発揮されるようにするものである。

(水道事業者による周知)

法第 25 条の 3 第 2 項の規定において、管理者は指定をした給水装置工事事業者について、広報、公示等により一般に周知する措置を講じなければならない。 また、指定を取消した場合にも周知する措置を講じなければならない。

(指定給水装置工事事業者審査委員会)

指定の取消及び指定の停止等の処分については、指定給水装置工事事業者審 査委員会において審議し、決定する。

3.1.2 指定の取 消

(要 件)

管理者は、指定工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を 取り消すことができる。

- ① 法第25条の3第1項各号に適合しなくなったとき
- ② 法第25条の4第1項又は第2項の規定に違反したとき
- ③ 法第25条の7の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- ④ 法第 25 条の8に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な工事の事業の運営をすることができないと認められるとき
- ⑤ 法第 25 条の9の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれ に応じないとき
- ⑥ 法第 25 条の9の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれ に応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき
- ⑦ その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき
- ⑧ 不正の手段により法第16条の2第1項の指定を受けたとき
- ⑨ 特に悪質な行為によって、水道事業の社会的信頼を失する行為を行った とき

3.1.3 指定の停 止

(要件)

「3.1.2 指定の取消」に該当する場合において、指定工事事業者に斟酌すべき 特段の事情があるときは、管理者は指定の取消しに替えて、6ヶ月を超えない 期間を定め指定の効力を停止することができる。 なお,指定の停止は,一定程度社会的及び経済的に制裁を与えることにより, 指定工事事業者としての信頼回復が可能であると思われるときに行うものとす る。

3.1.4 その他の 処分

(要件)

法令等により指定工事事業者に課せられている義務及び事務手続等で、軽微な違反、過失によるもの等について、特に指定の取消し又は指定の停止の必要のないものと管理者が認めるときは、始末書処分又は厳重注意処分とすることができる。

3.1.5 指定工事 事業者証 の返納

(一般事項)

- (1) 指定工事事業者は、指定の取消し又は指定の停止を受けたときは、事業者証を管理者に返納しなければならない。
- (2) 指定の停止を受けて返納された事業者証にあっては、その停止期間満了後、当該事業者に返却するものとする。

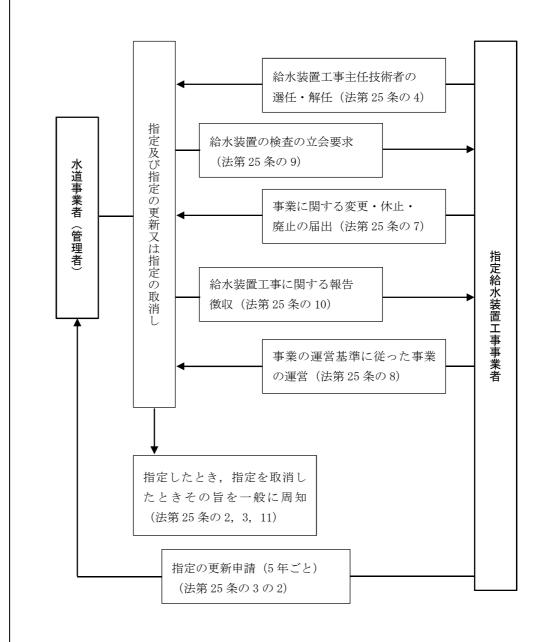


図 2.3.1 水道事業者と指定工事事業者との関係